

「草津市の良好な環境保全条例」自然環境保全地区・保護樹木の項目抜粋

保全地区の指定等

- 第12条 市長は、次の各号の一に該当するもののうち、自然環境の保全等を図るために必要があると認める地区を自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。
- (1) 森林、草生地、丘陵地、池沼、河川等が所在する地域のうち、良好な自然状態を維持している地域であつてその保全を図ることが必要な地区
 - (2) 動物の生息地または植物の生育地であつて、これらの保護または繁殖を図ることが必要な地区
- 2 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区的指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 市長は、保全地区を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。
- 7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、保全地区の指定の解除および区域の変更について準用する。

保護樹木の指定

第18条 市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。

2 第12条第2項から第8項までおよび第13条の規定は、前項に準用する。

保護樹木に係る行為の制限

第19条 何人も、保護樹木を損傷し、その保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、第16条第2号および第4号に掲げる行為については、適用しない。
- 3 第1項ただし書きの許可には、保護樹木を保護するための必要な限度において条件を付することができる。
- 4 第15条の規定は第1項に準用する。この場合において、「前条の規定」は「第14条の規定」に読み替えるものとする。

「草津市の良好な環境保全条例施行規則」自然環境保全地区・保護樹木の項目抜粋

保全地区の指定基準

第3条 条例第12条第1項第1号の規定による保全地区の指定基準は、土地の面積が原則として3,000平方メートル以上のもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 樹林の状態がすぐれていること。
 - (2) すぐれた植生が所在していること。
 - (3) 池沼または河川を有し、自然環境がすぐれていること。
- 2 条例第12条第1項第2号の規定による保全地区の指定基準は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
- (1) 代表的な動物の群棲地または植物群落の生育地
 - (2) 貴重な動物の生息地または植物の生息地
 - (3) 著しく減少しつつある動物の生息地または植物の生育地

保護樹木の指定基準

第15条 条例第18条の規定による保護樹木は、健全であり、かつ、学術的または歴史的に意義がある樹木であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に保護の必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- (2) 地上からの高さが15メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

監修：滋賀県立大学名誉教授 小林圭介

草津市 環境政策課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
TEL.077-561-2341 FAX.077-561-2479
E-mail:kankyo@city.kusatsu.lg.jp

令和元年8月 作成

自然環境保全地区 保護樹木



（天神社（木川町）自然環境保全地区）

草津市